

糸島市新庁舎建設設計監理業務 公募型プロポーザル実施要領

糸島市

目次

1. 業務概要	2
2. 参加資格	3
3. 参加の条件	4
4. 参加表明書の提出（一次審査）	5
5. 技術提案書の提出（二次審査）	6
6. ヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）	8
7. 審査方法及び審査結果	8
8. 契約の交渉	10
9. その他	10
10. 事務局	11

別添 1 様式集

1. 業務概要

(1) 業務名

糸島市新庁舎建設設計監理業務

(2) 業務内容

基本設計・実施設計及び監理業務

詳細は、「糸島市新庁舎建設設計監理業務 特記仕様書」による。

(3) 履行期間

契約日から令和5年11月30日まで（建設工事が完了するまで）

(4) 上限提案価格

214,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

(5) 事業概要

「糸島市新庁舎建設計画」のとおり

(6) 募集及び選定スケジュール

区分	項目	日程
一次審査	募集開始（公表）	令和元年5月21日
	実施要領等の配布	令和元年5月21日から6月12日まで
	参加表明書等の受付	令和元年5月21日から6月12日まで
	一次質問の受付	令和元年5月21日から5月28日まで
	一次質問の回答	令和元年6月3日
	一次審査	令和元年6月14日
	一次審査通過者通知	令和元年6月17日
二次審査	技術提案書等の受付	令和元年6月17日から7月8日まで
	二次質問の受付	令和元年6月17日から6月24日まで
	二次質問の回答	令和元年7月1日
	二次審査	令和元年7月16日（予定）
	審査結果通知	令和元年7月19日（予定）

2. 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、以下の項目に該当する単体企業又は設計共同企業体（以下「JV」という。）とする。

(1) 単体企業として本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが行われ、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われ、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていない者であること。

(ウ) 手形交換所による取引停止処分や、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められない者であること

(エ) 法人税、消費税及び地方消費税、市町村民税に滞納がない者であること。

(オ) 糸島市暴力団排除条例（平成22年条例第200号）第2条に掲げる暴力団及び暴力団員でない者、又暴力団及び暴力団員に関与していない者であること。

(カ) 糸島市一般（指名）入札参加資格名簿（建築設計（大規模公益施設）2,000㎡ $\leq$ A）に登録されている者であり、本市から指名停止措置を受けていないこと。

(キ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(ク) 福岡県内に契約権限のある本店又は支店等を有すること。

(ケ) 平成16年4月1日以降、国内で竣工した同種施設又は類似施設の新築工事で、基本設計業務及び実施設計業務の元請としての履行実績（設計JVでの実績は代表構成員としてのものに限る）を有すること。

同種施設：国又は地方公共団体の延床面積10,000㎡以上の庁舎（平成31年国土交通省告示第98号別添二における類型第四号第2類の庁舎をいう。）

類似施設：延床面積5,000㎡以上の建築物（平成31年国土交通省告示第98号別添二における類型第四号第2類（銀行、本社ビル、庁舎等）、第十号第2類（総合病院等）及び第十二号第2類（警察署、消防署等）をいう。）

(2) JVとして本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、JVを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

(ア) JVの結成方法は、事業者の自主的な結成によること。

- (イ) JVの構成員は2者又は3者とする。
- (ウ) 出資比率が構成員中最大の事業者を代表構成員とし、かつ全ての構成員の出資比率が20%以上であること。
- (エ) 代表構成員は、(1)の(ア)～(ケ)までの要件を全て満たすこと。
- (オ) 全ての構成員が、(1)の(ア)～(ケ)までの要件を全て満たすこと。

3. 参加の条件

(1) 配置技術者（設計業務）

設計業務において、次に定める技術者を各1名ずつ配置すること（配置技術者の兼務は認めない）。各技術者はそれぞれに定めた資格及び実績要件を全て満たすこと。

配置技術者	資格・実績等
管理技術者	・一級建築士の資格を有すること。 ・参加者（JVの場合は代表構成員）と3か月以上の雇用関係があること。 ・「2. 参加資格 (1)(ケ)」の設計を管理技術者又は建築（総合）主任技術者として携わった実績を有すること。
建築（総合）主任技術者	・一級建築士の資格を有すること。 ・参加者（JVの場合は代表構成員）と3か月以上の雇用関係があること。 ・「2. 参加資格 (1)(ケ)」の設計を管理技術者又は建築（総合）主任技術者として携わった実績を有すること。
構造主任技術者	・構造設計一級建築士の資格を有すること。
電気設備主任技術者※ ¹	・設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
機械設備主任技術者※ ²	・設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
積算主任技術者	・建築コスト管理士、建築積算士、一級建築士のいずれかの資格を有すること。

※1、※2 電気設備主任技術者又は機械設備主任技術者の少なくとも一方は設備設計一級建築士の資格を有すること。

(2) 配置技術者（監理業務）

建築基準法第5条の6第4項に基づく工事監理者を配置し、事務局の了解を得ること。なお、設計業務における管理技術者及び主任技術者と兼務できるものとする。

(3) 協力事務所（業務の再委託）について

(ア) 本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行に係る管理部門を再委託しないこと。

(イ) 構造、電気設備、機械設備を協力事務所に再委託する場合、糸島市内の建築設計事務所を積極的に活用すること。なお、当該協力事務所は「2. 参加資格(1)(ア)～(オ)」までの要件を全て満たす者に限る。

(4) 参加の制限

(ア) 応募者からの応募は1点のみとする。

(イ) 応募者は、連名による応募はできない。

(ウ) 応募者が単体企業である場合、他の応募者であるJVの代表構成員を含む構成員並びに協力事務所となることはできない。

(エ) 応募者がJVである場合、その代表構成員を含む構成員は他の応募者であるJVの代表構成員を含む構成員並びに協力事務所となることはできない。

(オ) (ア)～(エ)の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業とみなす（グループ会社の場合も同様）。

4. 参加表明書の提出（一次審査）

プロポーザルの参加者は、以下の要領で参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期限及び提出先

令和元年6月12日（水）17時まで

糸島市役所 総務部 管財契約課 新庁舎整備係

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

(2) 提出方法

持参又は郵送。

郵送の場合は、提出期限までの必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。

(3) 提出書類

番号	書類名	様式番号	提出部数
①	参加表明書	【様式第1号】	2部
②	設計事務所の概要	【様式第2号】	2部
③	参加者の有資格者数	【様式第3号】	2部
④	設計事務所の業務実績等	【様式第4号】	2部
⑤	管理技術者の業務実績等	【様式第5号】	2部
⑥	建築（総合）主任技術者の業務実績等	【様式第6号】	2部
⑦	構造主任技術者の業務実績等	【様式第7号】	2部
⑧	電気設備主任技術者の業務実績等	【様式第8号】	2部
⑨	機械設備主任技術者の業務実績等	【様式第9号】	2部
⑩	積算主任技術者の業務実績等	【様式第10号】	2部
⑪	協力事務所の内容等 （※協力事務所がある場合）	【様式第11号】	2部

(4) 質問・回答

(ア) 提出様式 質問書（一次審査） 【様式第16号】

(イ) 受付期間 令和元年5月28日（火）17時まで

(ウ) 提出方法 メール（kanzaikaiyaku@city.itoshima.lg.jp）

※件名を「新庁舎建設設計監理業務プロポーザル質問書（一次審査）の送付」とすること。また、メール送信後、事務局へ電話による受信確認を行うこと。

(エ) 回答 令和元年6月3日（月）17時までに、適宜回答する。

(5) 資格審査及び一次審査結果

令和元年6月17日（月）17時までに参加表明書提出者全員に通知する。

5. 技術提案書の提出（二次審査）

一次審査通過者は、以下の要領で技術提案書等を提出すること。

(1) 提出期限及び提出先

令和元年7月8日（月）17時まで

糸島市役所 総務部 管財契約課 新庁舎整備係
〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

(2) 提出方法

持参又は郵送。

郵送の場合は、提出期限までの必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。

(3) 提出書類

番号	書類名	様式番号	提出部数
①	技術提案書提出届	【様式第12号】	2部
②	技術提案書（各テーマ毎）	【様式第13号】	10部
③	ヒアリング出席者名簿	【様式第14号】	2部
④	見積書	【様式第15号】	2部

(4) 技術提案書の提案テーマ

提案テーマ	内容
【提案テーマ①】 安全・安心を支える防災拠点としての庁舎	・大規模災害時の安全性および災害対策拠点としての業務の継続性を踏まえた提案
【提案テーマ②】 利便性・機能性・効率性に優れた庁舎	・市民が利用しやすく、働きやすい執務環境を備えたコンパクトでシンプルな庁舎についての提案 ・情報セキュリティ機能についての提案
【提案テーマ③】 経済的で、環境にやさしい庁舎	・ライフサイクルコストの削減に配慮した提案 ・環境負荷に配慮した提案（Nearly ZEBレベル）
【提案テーマ④】 まちづくりを創造する「糸島らしい」庁舎	・気軽に市民が集い、情報を受発信する庁舎についての提案 ・景観性に配慮した提案 ・糸島らしさについての提案

(5) 質問・回答

- (ア) 提出様式 質問書（二次審査） 【様式第17号】
- (イ) 受付期間 令和元年6月24日（月）17時まで
- (ウ) 提出方法 メール（kanzaikeiyaku@city.itoshima.lg.jp）
※件名を「新庁舎建設設計監理業務プロポーザル質問書（二次審査）の送付」とすること。また、メール送信後、事務局へ電話による受信確認を行うこと。
- (エ) 回答 令和元年7月1日（月）までに、一次審査通過者に回答する。

6. ヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）

技術提案書提出者に対し、ヒアリングを以下のとおり実施する。

(1) 実施日（予定）

令和元年 7 月 16 日（火）

時間と場所は一次審査結果通知時に通知する。また、ヒアリングは非公開とする。

(2) 出席者

管理技術者及び建築（総合）主任技術者を含めた 5 名以内とする。

(3) 実施方法

提案書の内容について 20 分のプレゼンテーションを行った後、質疑応答を 20 分程度実施する。

(4) プレゼンテーションにおける注意事項

(ア) プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書及びそこに記載した内容をパワーポイント等で表現したもののみとし、新たな内容の資料や動画や模型等の提示は認めない。

(イ) プレゼンテーションの資料やスライド中には、参加者を特定することができるような表示及び表現をしないこと。また社章（バッジ、名札等）も身につけないこと。

(ウ) プロジェクター及びスクリーンは事務局が準備する。各参加者は、プレゼンテーション映写用のデータが入ったパソコンを持参すること。

(エ) ヒアリングに参加しない場合は、特段の状況を除き審査の対象としない。

7. 審査方法及び審査結果

審査に当たっては、以下の要領で審査を行う。なお、審査については、非公開とする。

(1) 一次審査

各参加者から提出された参加表明書等について、審査基準に基づき採点を行い、一次審査通過者を選定する。参加者多数の場合は、合計点上位 5 者程度を選定する。

(2) 二次審査

一次審査通過者のうち技術提案書を提出した者に対し、ヒアリングを行い、その内容を踏まえ、審査委員会が審査基準に基づき採点を行う。

(3) 候補者の選定

一次審査と二次審査の合計点が最高位のものを「最優秀者」、2位を「優秀者」とする。なお、合計点が同点の場合は、二次審査の得点が高い者を「最優秀者」とする。

(4) 委託候補者選定委員会（審査委員会）

審査は7名の審査委員により構成される審査委員会が行う。

(5) 審査基準

	評価項目	評価基準		配点
一次審査	事務所の評価	同種施設・類似施設の設計完了実績（件数）		25
		技術者の有資格者数		4
	配置技術者の評価	配置技術者の経験、実績、受賞歴及び繁忙度	管理	18.5
			建築（総合）	15.5
			構造	11
			電気設備	11
			機械設備	11
			積算	4
	一次審査（小計）			100
二次審査	業務実施方針	実施方針、実施体制、業務工程、理解度		30
	提案内容	提案内容の的確性・独創性・実現性	テーマ①	60
			テーマ②	60
			テーマ③	60
			テーマ④	90
	二次審査（小計）			300
合計点			400	

(6) 審査結果

令和元年7月19日（金）までにヒアリング参加者全員に郵送により通知する。また、糸島市ホームページにて、最優秀者名および優秀者名を公表する。

(7) 失格要件

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。

(ア) 提出期限並びに提出方法が事務局の指定と異なる場合

- (イ) 提出書類等に虚偽の記載をした場合。契約締結後に判明した場合も同様とする。
- (ウ) 本要領 1 (4) に示す上限提案価格を超えた場合
- (エ) 審査委員会および事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (オ) 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合
- (カ) 技術提案書の提出後に「2. 参加資格」に該当しないことが明らかになった場合

8. 契約の交渉

最優秀者と随意契約締結に向けて交渉を行う。また、本業務における特記仕様書については、技術提案書の内容を踏まえつつ、事務局及び受注者が協議の上、修正を行う場合がある。

なお、最優秀者と契約交渉が整わなかった場合には、優秀者と契約交渉を行う。

9. その他

- (1) 参加者が 1 者の場合でも、本プロポーザルは実施する。
- (2) 本プロポーザルの参加にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 提出書類については、返却しない。
- (5) 提出書類の著作権は、提出者に帰属するが、本プロポーザル及びこれに係る事務処理に必要な範囲内において、本市が複製、記録及び保存を行うことがある。
- (6) 提出書類については、糸島市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (7) 提出書類に記載された配置技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、事務局の了解を得ること。
- (8) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない（前号における配置技術者変更の場合は除く）。
- (9) 見積書【様式第15号】は参考として提出を求めるものであり、本プロポーザルの採点対象とはならない。

(10) 参加者は、参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届【様式第18号】を提出すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として、以後の業務受注等に不利益な扱いを受けることはない。

(11) 今後発注を予定する新庁舎の建設工事について、本業務を受注した設計事業者（JVにおける全ての構成員、協力事務所も含む）及び当該設計事業者と資本及び人事面において関連があると認められた工事業者は、建設工事の入札に参加すること、及び当該工事を請け負うことができない。

10. 事務局

糸島市役所 総務部 管財契約課 新庁舎整備係

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

直通TEL 092-332-2103

メール : kanzaikeiyaku@city.itoshima.lg.jp